

幕末国学者と神武創業

山 本 寿 夫

怒濤は巖を喫んで白龍を舞はし、疾風は砂礫を飛ばし、逆焰は中天に逆巻く、これ正に安政の大獄の様相である。されば何でふたまらふ、志士論客その数を尽して投獄斬殺されれば、水戸・尾張・越前の親藩も亦処分をまぬがれず、青蓮院宮も前関白鷹司政通以下堂上の大半も排除せられねばならぬのである。それでもなほ、井伊直弼のこの酷烈にして徹底せる弾圧の下、明治維新の大業は着々として歩をすゝめつつあつたのである。

さて維新の大業、人々多く建武の中興を目標として進んでゐるにそれを一転して神武創業の古に復すべしとする論、すでにこの時機に於いてしかも景岳・松陰の英俊既になき後、尊皇の志をいなく志士達がその指導者と仰ぎ中心人物とたのみ真木和泉守によつてはやくも提出されてゐたのである。真木和泉守は久留米水天宮の祠官、弘化元年その三十二才の時水戸に遊学し親しく会沢正志齋に接し、頗る懇切な指導を受けて非常な感銘を得、後年水田に幽居中も、夜、「会沢先生を夢」みて非常に喜びこれを日記に詳しく述べ、或は翌安政二年正月には、新論を読んで志を養ふ程に水戸学の精神に触れて激発せられ、其後文久三年八月には郷里久留米の盟友木村三郎に一書を送つて、「必死の地に陥り、却而綽々仕候様相覚申候。大日本史恐敷候間、此節は見事戦死之積に御座候。」と述べる程に大日本史によつて開眼せられてゐたのであるから和泉守の見る所、悠々二千数百年、国史の全体を達観するもの、目標とする所、特に建国創業の際にあり、現在の改革、その精神、その規模を神

武天皇の創業に則るべしとするものであつた事少しも不思議としないのである。されば文久元年の経緯愚説には、

一、創業の御心得の事の条に、神武天皇九州より東征して中州に皇化を敷き給うた功業を目標にし給うべきを説き、

二、節儉を行ふ事の条に、太古の朴素に挽回すべきを説き、

三、百敗一成の事の条に、神武天皇御東征の際、軍いくたびか利あらず、御兄弟の宮相ついで戦死し給うたに拘らず、それに屈せずして終に大業を成就し給うた其の不屈の御精神を継承あらせらるべきを説き、

四、旧弊を破る事の条に、奈良平安以降の例格になづむ事なく、遠く古に立回り、天智天皇以前、神武天皇もしくは神代の例を御考へありたしと説き、

繰り返し、繰り返して、神武天皇の御創業を以つて規模とすべきことを論じてゐるのである。同様の趣旨は、文久三年の五事建策・坂木氏に与へたる書にも見えるのであつて、建武中興に目標をおかず、遙にそれを越えて、遠く神武天皇の創業に着目してゐるのである。而してこの大理想が早くも安政年間既に、中央奥深くまで到達してゐることを知り得るのである。事正に重大である。安政五年六月、野宮定功に呈した書の中に承久・建武の着眼、狭小であつて、範とするに足らず、よろしく古昔の隆世に挽回せらるべしと説いてゐるのである。彼はかうした上書が、吉田松陰の場合の如く、身に禍をもたらすことは勿論覚悟の前であつたが、不幸、野宮への上書は実現しなかつた。しかし同様の趣旨は、安政五年の四月に、太宰府延寿王院信全僧都に託して、三条実方に呈した書の中に、すでに述べられてゐた筈である。野宮定功は参議、三条実方は前内大臣、地位から云つても人物から云つても実方を重しとしなければならぬ。実方が、和泉守の建白を見て感動した事は翌年正月二十八日、実方より延寿王院に与へた書翰に見えてゐる。即ち、

將又真木和泉守丹精の趣、一策内々被伝之、遂熟覽令感佩候、其後右之義も申入度候へども、意外心痛の事共有之、難尽筆端候、浅慮悔悟候事に候、右に付、別而嫌疑甚可恐候、就而は関係干時務候事柄、一切絶口筆候間、其段重々被相含挨拶頼入度候、為国家肝胆之程は感心候、何分不悪伝可給候、其許且暮為国家被致祈請候旨、誠以欣感之至、唯々神明之冥鑑所仰に有之候、万端御推察可給候

とあるによつて証明されるのである。何分にも井伊の弾圧は酷烈、三条実方は内大臣を辞し、五年のくれに山城上津尾村に退き、翌年三月には一乗寺村に転じたものの幕府の嫌疑を避けて、落飾を願出で、四月の末にその願許されるや、五月三日遂に入道して、名を濬空と改めたのである。この朝廷と幕府の激突の時に当り、実方の手許に、和泉守の秘策が届けられたのであるから、時勢困難につき今後上書をせざる様に告げると共に、摘発を防いで秘匿これつとめ、重大事を明記せず詳述しないのは、やむを得ざる所である。しかしともかくも和泉守の「丹精」をこめた「一策」は、内々実方の手に入り、実方は之を「熟覽し」、「感佩」してゐる事、明らかである。しかもそれは、参議野宮定功に呈したものと同趣旨である事は、真木和泉守遺文に述べて明らかであり、主要なる内容は、承久・建武に則る事なく、直ちに神武天皇建国創業の古に溯り、ここに理想を仰ぎ、ここに目標を定め、百敗屈せず邁進すべしとの進言であつたに相違ない。果して然らば、明治維新の規模、理想、目標、一に之を神武天皇創業に仰ぐべしとするは、実にはやくも安政五年四月に、和泉守の喝破して内大臣三条実方に進言し建策した所であり、実方は不幸にして翌六年十月五日倒れたが、その子実美、よく父の志を継承、奮起し、和泉守の輔翼をうけて達成しようとしたのであつてみれば、維新の主流は此の筋にあつたとしなければならない。これは神道史研究誌上平泉博士の詳論された所である。果して然らば、井上毅の梧桐存稿に見え、更には岩倉公実記に述べられて世上頗る有名な玉松操の功

績、即ち明治維新に際して多くの人々建武の中興を目標として進んでゐたのにそれを一転して神武天皇の創業にまで溯らせたのは、玉松操の建策によるものであつて、彼はこの思想をその師大国隆正より受け、之を岩倉具視に進言、具視は之を以つて朝議を一挙に決した為であるとする従来の通説はその価値半減せざるを得ないのである。玉松操が初めて岩倉具視に会つたのは慶応三年二月であり、真木和泉守歿後すでに二年半を経過してゐるのである。従つて玉松操のそれはそれで岩倉を動かしたであらうが、実ははやくも主流は底深く既に安政五年より流れて方向を決してゐた事になるからである。しかしながら主流は主流でどうあらうとも、その伏流をして廟議・施策の表面に浮上せしめ、奔流さして、実政策として堂々公然と実施されるに至らしむる直接の枢機となり動機となり得たのは正に玉松操の建言を以つて嚆矢とすると言つてもよいのであるから、玉松の功今もつて少しとしないであらう。

二

それにしても玉松操がその思想を受けたといふ彼の師大国隆正とは如何なる人物であつたのであるか、又このことと直接関連する神武創業については如何なる想念をもつてゐたのであるか、未だ詳らかなるを知らないものである。さればいまやこれ等の点につき二、三考察を加へねばなるまい。

文久二年四月二十三日、寺田屋の変突発するや真木和泉守はこれに連坐して捕へられ、薩藩邸に収容されたのち久留米護送となつて再び永き幽囚の身を覚悟せねばならなくなるのである。しかしこの度は彼の知友同志の庇護運動によつてはやくも翌三年五月十七日には赦免せられて、再び上京の機会をつかみ得ることになる。之は勿論堂上地下を通じての猛運動によるものであるが、中にも久留米藩より出でて津和野藩を襲いだ亀井茲監の親身にして、しかも強硬不断の赦免運動の賜物であるとい

はねばなるまい。この人こそ和泉守がかつて衷心より依頼以つてなすあらんと心に所期した前久留米藩主有馬頼永の同母弟であり、終生最も頼永を尊敬し、頼永の遺命これ違はざらんことを期した人なのである。亀井茲監と真木和泉守の因縁浅からぬものあることに先づ留意しておきたい。更には又茲監の命をうけ久留米藩邸に使用して和泉守の解囚を説いたのは其の家臣福羽美静であつたのであるが、この茲監の家臣美静こそ実際に学習院以来の和泉守の盟友同志であつたことも亦注目しておかねばならない。又八月十八日の政変によつて三条実美以下防州三田尻或は湯田に流寓するや茲監は藩士牧村三香之進（光香）を候せしめて常に其の憂悶を慰め、三条実美等も亦常に陪従する所の真木和泉守・水野丹後等を遣はし、親書を致して衷情を吐露して、他日大いに致す所あらんと誓言してゐるのであるから、三条実美以下六卿も亦深く茲監に依頼する所があり、茲監も彼等のよき理解者であり雪冤運動の有力なる一員でもあつたのである。ここに三条実美・真木和泉守、亀井茲監・福羽美静・牧村光香の連関密接なることを知り之に意を留めておかなければならぬのである。ここで注目すべきは亀井茲監主従である。亀井茲監は津和野藩主、天下朱子派の学統を以つて唯一の正学とし、いづれの藩校も漢学を以つて主体としてゐる嘉永二年当時既に管内の祠官岡熊臣を抜擢して、藩校養老館の教官として、国学・神道を主とする学則を撰ばしめて藩士の薰陶に当らしめてゐるのである。大國隆正の著叢戎問答に「隆正は年老たれば本藩津和野のめしにも応ぜず云々」とあり、「石見の津和野にも養老館のうちに本学寮ありて、牧村光香これをつかさどり」とあるもの之である。本居宣長の直毘靈の精神をとり国学をもつて主体とし崎門学や水戸学を渾然一体とするものであるから当時としては正に斬新にして拔群のものとしなければならぬ。と共に之正に大國隆正の学統・学問なのであり、これを施行せしめたものが亀井茲監であれば、命を受けて之を執り行ふものは岡熊臣である。教を奉ずるものは牧村光香であり

福羽美静である。いづれも藩の碩学、国学の大家大國隆正の学、即ち本学といひ本教といふものを仰ぐものである。このことも注意しておかねばならない。茲監が大國隆正の本学に傾倒するは度々隆正を召出さうとし或は其の著述を覽めてゐることも明らかである。福羽美静に至つては隆正の高足であり、明治維新後も大國学を前面におしたてて、茲監と共に文教・神祇の両面にわたつて大きな活動をなして、種々著名な業績を残してゐるのである。今日隆正の著述を見るを得るのは彼の功績に負ふこと多きに在るのである。牧村光香が大國隆正の門人でその教を奉じて養老館本学寮を司るものなることは既に述べた。してみれば要するに彼等共通の師は大國隆正であり大きくこれ等の人々の思想の根柢を培ひ、その行動に規準を与へてゐるものは大國隆正の本学なのである。この大國隆正こそ、玉松操がその教を受け、その思想に基き、岩倉具視に建言して明治維新をして神武創業の古に復せしめた師なのである。さればここに、亀井茲監主従を介して三条実美・真木和泉と、大國隆正・玉松操・岩倉具視とは因縁浅からざるもの、奇しくも密接な連関をもつものといはねばならないであらう。なればこそここに神武創業に關連して大國隆正の思考法をみて、それが如何様に真木和泉守のそれと接触するか、或は否かを考察しておかねばならぬのである。問題の建言に關係することはいふまでもないことである。

三

うちうちのことながら前中納言水戸景山のきみに叢戎問答たてまつりしときよみてそへける
隆正

みなにもあらぬところに異ぐにのふねはかかりてはなれざりけり之は安政三年叢戎問答が成るや、藤田東湖に由つて、内々ながら水戸の烈公（斉昭）に一本を奉つた。其時に添へた歌なのである。この他嘉永六年即ちペリ来航の年には大國隆正は文武虚実論も西野新治の執次

に由つて同じく水戸斉昭に呈してゐるのである。和泉守の精神の由る所、水戸と隆正との関係又浅からざるものあることを知るのであり、殊には、馭戎問答は、「神武天皇統御のはじめより、二千五百年の運にあたり、もの改まるべききざしありて、おのづからかくのごとくよりくることにてありぬべし。ある人もころづきていへるごとく延喜の祝詞式に、天照大神に申す祝詞に、遠国者八十綱打挂氏云々……ある人といへるは、水戸の会沢氏伊勢の御巫氏等をいへるなり。」と書きはじめられてをり、又尊皇攘夷神策論、之は次の異説弁とともに文久二年、「翁津和野にもせられ、亀井茲監卿のおほせ」によつてなつたもので刊本の校訂は福羽美静の手になつてゐるものであるが、これにも「水戸の相沢が新論にもいへるごとく日本国は頭なり」とあるのをみれば大國學と、真木和泉守の思想の源流をなす会沢の學問と無関係でない事が察せられるのである。

さて前引用文中の二千五百年の運にあたりてといふ運とは、尊皇攘夷異説弁に「近きころは、わが神道による人多く、おのづから仏法によるころうすらぎゆくは氣運なるべし。氣運は人力の及ぶところにあらず。氣運にまかせておくべきなり。」とあり。直毘靈補註に、「くに、尊卑あり世に汚隆あり、日本はたふとく、支那はいやく、上古は盛にして、近古は衰へてありしたぐび、氣運のしからしむることにてなげくべき世なりしを、云々」とあり、學運論卷二に、「とまれかくまれ氣運にはかつことあたはじ」とあり或は魂魄弁に「ニニギノミコトの天降より五千年、神武天皇の御代より二千五百年の革運にあたり、かくのごとき明亮聖智の幼君出世したまひ、大政神武天皇中興の昔にかへりしは人力の及ぶところに非ず」とある等々と彼の数多き著述の至る所に於いて述べてゐる、氣運のことであつて、彼によれば歴史の大勢はこれによつて動き、之によつて變遷回転してゆくのであつて、それは、「人力の及ぶところにあらず」ざるものであり、世の汚隆は正に氣運のしからしむる

所であつて、「とまれかくまれ氣運にはかつことあたはざるもの」なのである。従つて學者たるものは、この重要な氣運を認知することを以つて第一の仕事としなければならぬ。されば、「この造物主のみしわざを學者は事蹟につきて天意をしり、今にしたがひて、古をとくべきもの」(本教神理説別本)であつて、「物あればかならず則あり、神造自然の中に冥搜してこれをしるを窮理といふ」(神理一貫書)のであるから、學者たるものはすべからく「事蹟をさしおき、我意をもて史を論ずる」(神理一貫書)ことなくこの窮理に努めなければならぬとするのである。しかれば歴史の中に見出されるこの氣運とは一体如何なるものであつたのであらうか。そこで文武虚実論を繙いてその巻五をみると、

かむはかりは天命にあたり、かむながらは自然にあたる。自然やがて天命なり。ここに氣運といふものあり。かむはかりはたてなり。氣運はぬきなり。そのはじめを考ふるに氣運は豊雲野におこれり。豊雲野に亦名おほし。みな氣運にかかれる妙理ありておどろくにたへたるものなり。悪人・愚人のさかゆるときあり。善人・賢人のくるしむことあり。これみな氣運によることにて、たてにたつべき天命を、よこにゆく氣運にて動かすものなり。またその運をかねたまふかむはかりありて、しばしは氣運にまかせながら、つひに本を本とする正路にかへしたまふかむはかりあり。

とあつて、氣運は歴史の運命、必然であつて人力の如何ともしがたい所であるが、しかしそこには又かむはかりの妙理があつてつひには正を正に歸し、本を本とする、元元本本の正義がうごくといふ、彼の道義的歴史觀がここにのぞいてゐるのをみるのである。文武虚実論はつづけて更に、

氣運には年数ありて、大かたそのさだまりにたがはぬものなり。といふのを見れば、ここにかつて日本書紀の脈絡をなした讖緯の説、

それは歴史的大変革は千二百六十年の周期を以て起り、そしてそれは必ず辛酉の年であるとする。それ故に推古天皇九年辛酉を基準として、それより千二百六十年前の辛酉の年を神武天皇即位元年と推定する説の條をみるのである。却説更につづけてその数字をみなければならぬ。

氣運のことは、おのれ別に学運論といふものをあらはしていひおけり。これに文武の差別あり。文運は五千年を元として、二千五百年、千二百五十年、六百二十五年、三百十三年、百五十七年、七十九年、四十年、二十年、十年、五年、三年とわかるものなり。武運はまた六千年を元として、三千年、千五百年、七百五十年、三百七十五年、百八十八年、九十四年、四十七年、二十四年、十二年、六年、三年とわかるものなり。この文武の年暦をあはせて、氣運をしるべきことになん。これは西方の氣運の、東方にうつれる、崇神天皇の六十五年を、神武天皇の元年とあはせて、六百二十五年と大数をたててこれを文運のあらたまるべきはじめとし、草薙劍の尾張の国にとどまれる年を、武運のあらたまるべきはじめとしてかぞふれば、神武天皇元年より七百五十年にあたる。これより測算をおこしたるなり。くはしくは学運論によりてみたまへかし。

とあるのである。これで系数の詳細は明瞭であるが、文運・武運いづれも神武天皇を測算の起点としてゐる点を特に注目しておかねばなるまい。つづいて文武虚実論は、「第一の神代に、経星・緯星の座位きだまれるを天ノ常立神といふ。この神靈これを定めたまへるなり。第二の神代に、地球上万国の座位きだまれり。これを国ノ常立神といふ。」とあるに始まつて歴史上の事実をその批判と共に巧妙にこの年数の枠に当はめて考察説明してゐるのである。そしてその結論として時代の汚隆には氣運と共に、彼の哲学にいふ所の昇降反對の理、それに関はるかぶすといふ原理のはたらいてゐることを明らかにするのである。即ち前に引用

した「かむはかりは天命にあたり、かむながらは自然にあたる。自然やがて天命なり。かむはかりはたてなり。氣運はぬきなり。」という語によつて代表される彼の深い哲学的考察がこゝにあらはれてくるのであるが、今はそれ等はすべて省略にしたがつて、「くはしくは学運論によりてみたまへかし」といふのであるから、学運論にうつらねばならないがただここに二、三心をとどめて注目しておきたいことがある。それは第一にわが国の歴史の推移を時代区分して考察するのは白石以来勿論珍しいことではないが、隆正の如く、あだかも讖緯の説の復活であるかの如く詳細な数字について氣運を測算し、歴史事実を批判論考断定したものは全く独創的であるとしなければならぬ。第二には魂魄弁に「神武天皇中興の昔にかへりしは」とある如く、文武虚実論にも「神武天皇、大和国へ都をうつしたまへるとき、氣運あらたまりて、皇威を海内にかがやかしたまへるものなり。それまでは、つくしのはてにゐたまひて、皇威海内へかがやかざりけんとおもひやりたてまつることなり。二千五百年かがやかざりし皇威を海内にかがやかしたまへる氣運なり。」とあつて耀やかしき神武創業は即ち氣運のしからしむる中興であるとする点である。第三には、「神武天皇つくしより大和へうつりたまへるとき、わたくしに民を制し地を領しをれるものも、天孫に帰順したるをば、さらにとがめたまはず。そのままにそのころの国造・県主等にしたまへるは、後世の本領安堵とおなじころばへにて、めでたきみはからひになんありける。上古の制度はもろこしの封建にひとしく、そのところところへ県主・村主等をおき、すべてこれを國のみやつこといひて、そのころの民ををさめしめ、不虞にそなへたまへるものなり。さるを聖徳太子の撰政したまへるときより、もろこしの郡県をうらやみたまひ、つひに孝徳天皇・天智天皇・文武天皇・文武天皇つきつぎよろづのまつりごとを唐土風にならしたまひ、かの国造県主をば神官にならして、政事

にあづからしめず、みやこより守・介・掾・目四部の官をくだして、その政事をとることとなしたまへるは、なげくにもあまりある衰世になんありける。この運を衰運とみるは、正学者のまなこなり。虚にはしる儒学者・倭学者は、そのときを王代の盛なりしときとおもふなるべし。」と述べて、神武創業は封建の制によりその光輝をあげ、聖徳太子以下の郡県の制採用により世は衰頽に陥るといふおしめてあまりある残念な事態に立ち至つたという説をなし又、

推古天皇元年より六百二十五年の運にあたり、かぶす気運のいまだとどまるべからぬことをしろしめし、そのかぶす気運にまかせながら、郡県のおごりを廃し神武天皇封建のいにしへにかへし、天下をさだめたまへるは、おもひかねの命におもはしめて、しかはかられたまへるものならんかし。

と述べて、論の成行き上遂には、大江広元による鎌倉幕府の創立策をも、それが封建の制の復活であるといふ点に着目して一応弁護し又それ故に、「承久・建武ともに中古の郡県に世を復さんとおぼしたちけれど中古の郡県は、皇天二祖のいたくきらひ給へることにて、みこころざしならざりしなり。」なのであるから「ならざりし事蹟をみて、皇天二祖のみこころをはかりたてまつるべきなり。」なのであると論をすすめてゐる如く至る所で封建の制を重しとし郡県の制を軽くみてゐる事を注目しなければならぬ。第四には、

西方の気運日本にわたりそめ、千二百五十年の運にあたりて蘇我の馬子上を犯したてまつり、聖徳太子女帝をたてて、その馬子と共に世をまつりごち、おもふままに仏寺をたてたまへるは、かぶしはじめの気運にて、皇天二祖の御力にも及ばせたまはぬよしありて、その気運にまかせたまへるなり。

おのれ聖徳太子をよめるうたあり、

そのつみをしらずがほなるうまやどはうまこをかくす名にぞあり

ける

その名のあひかなへるもあやしかりけり。と述べてゐる如く、仏教の伝播をもつて時代区分の有力なる目安としてゐる点である。以上これ等四つの点をしばらく注目しておきたいのである。

四

さて今学運論についてこの気運をみる。この書は隆正自ら開卷第一に記してゐる如く、藩侯の召命によつて、嘉永六年江戸に下り、旅舎では、神代巻、外では源語を講説するに、始終怠らず講筵に来る平野元亮がその著養気説稿本七巻を示して、これが批判を請うたに對して旅次匆匆筆を執つて之に答へたもので、末尾によれば稿を四月二十日に起して五月十六日に脱したといふのであり、殆ど一氣呵成に成つたものである。此書も亦水戸齋昭に呈した所、侯數賞措かず。有司をして誦読せしめ、且つ別に一部を写して幕府の老中に遣つたといふのであるから隆正と水戸との關係交渉を示す証拠となるものでもある。これに、

ゆきてはかへるは氣のめぐりなり。つくいきはゆくなり。ひく息はかへるなり。ゆきてはかへり、かへりてはゆく。しばらくもやむ時あらず。昼夜・寒暑・潮汐・風雨のたぐひみなこの氣運によらずといふことなし。いまこの日本国に儒仏の教の行なはるるも氣運なり。その氣運に大かたのさだまりあり。神武天皇元年より大凡六百年余の氣運にあたりて、外国人はじめてこのくにわたりたり。これを西方の氣運の東方にうつりしはじめとして算をたつべし。五千を二つにわりて二千五百。二千五百を二つにわれば千二百五十。これを又二つにわれば六百二十五。又二つにわりて三百十二半となる。まづこれを学運の大数としてつぎつぎにかぞへ試れば、こまやかにかなふこと、あやしきまでのものになん。

とあつて、物事すべて氣運といふものがあつて之によらざるものな

く、氣運には大数といふものが定まつてゐるといふのである。それは、「おのれそのはじめ、和漢ともに上古の年数まちまちにして、合せがたきにくるしみが、つひに發明することありて、和漢上古の年曆を合せたりけるをり、さらに又その年曆に、氣運大数の定まりあることを發明してこの説をなし」或は「おのれ迦羅国の人の日本にわたりしとの、六百二十五の運にあたり、神劍の尾張国に留まりしとの、七百五十の運にあたるに眼をつけて学運・世運の定数あることを發明し」たのであり、神武創業を起点として、上下に五千年六千年をままと区切つて行く年数に歴史の変遷の目安があるのであつて総て史実は之に合致し之によつて隆替してゐるといふのである。而してさて又ここに「論すべき一議」があつて弁別して考へておかねばならないのは、「学運は学運、世運は世運にて、同じからぬもの」であり「学運は文の運にて、世運は武の運なるべし。これは十幹と十二支とあるが如きものにて、この二運あひてまた運転をなすものなり。学運は十幹の如きものなれば五千より二千五百、千二百五十とわりいだすなり。世運は十二支の如きものなれば、六千より三千、千五百とわりいだすべし。これによりて考ふるに、神武天皇元年辛酉より七百五十年の運にあたりて、神劍は尾張国に留まりけり。七百五十年は千五百年のなかばなり。」といふ如く学運世運は常に相関連して別々に動くものであつて、「この世運と学運とを合せ考ふるに、崇峻天皇に事ありて仏法のおこりそめたる壬子のとしより、頼朝卿の日本国総追捕使となられし文治二年までは、六百二十五年にまさしくあたれり。これを学運・世運のむすばれたる運と見て思ふに聖徳太子の思ひよられし郡建はわが国体にはなはず。頼朝卿の総追捕使となれしより、かの国造・県主の封建に自らかへりて諸国に大名小名は出きたり。此時に当りて太子以後の虚文をすて、神武天皇の勇武にかへりたるは、うれしき時のさかえなり。世の中は聖徳太子にてあらたまり、又頼朝卿にてあらたまりたるもあやしき氣運ならずや」と歴史的考察がな

されるのであり、かくの如き世運・学運による歴史考察の結果は、「封建の自ら」こそ最良のもの、神武創業はその封建の規範であつて之に反するとき表面は如何様であらうとも衰へ下れる世であるとすると結論に到達しここに彼獨特の歴史観が展開されるのである。されば「普通の和学者の、中古郡建の時を朝廷のさかえたまへる時とおもふは、ころせばし。まことはおとろへたまへる時なり。おのれは文治以後を朝廷のさかえとおもふなり。」と斷乎として彼獨特の見解を示し、「その故は」、「さばかりの北条も足利も、宝位をうごかし得ざるにつきて、天壤無窮の神勅いつはりならぬことをしればなり」と天位の一系不動なるに着目しこれを尊びこれを仰ぎ、之を歴史的生命的の根源として確信する事を以つて論議の根柢となすことを示すのは勿論、彼が封建の制について如何に確固抜くべからざる学問的信念を堅持してゐるかを明瞭ならしむるものである。しかし之に対しては当時も既に強い反論があるのである。即ち「ある人これを難じていはく、そこはいまの將軍家にへつらふころふかくして、朝廷にまことすし。頼朝卿は朝廷におもては従ひてみゆれど、まことはその地を奪へるものなり。北条の三皇を畿外に移したてまつれる、足利氏の朝廷をないがしるにせしなど、朝廷のおとろへあきらかなるものを、しひて御世のさかえといふは、かぎりもなきたはことなり学者のいふべきことにあらず。つつしみたまへとしかられ」るのである。之に反駁して隆正は、己の所論は、「宝祚を守りたまふ御孝心」が最高の規範であり一切の善惡是非はこれを準繩にして判断すべきであるといふことを核心にして、引力といふこと、偏中正、偏中偏、かぶすといふこと即ち昇降反対の理等彼の獨創的的思考法による、世界觀・歴史觀より発するもの彼に於いては必然の成り行きであつて単なる思ひ付きではない事を詳説するのであるが、それ等についての考察は稿をあらためて述べたい。とにもかくにも彼においては封建の制は絶対的なものである。従つて「北条がころろざしを得しのちも、しか宝祚をまもりたま

へる天皇は、ことなくをはりたまひ、かの聖徳太子が虚文よりおこれる中古郡建の制度にかへさんとしたまへる天皇は、みなみころざしを得たまはざりしなり。」といふことにもなり、ついに「いまは関東大將軍家より御尊崇あつく宝祚を守りたまふ御孝心ふかくおはしませば、かく万々世もうごきたまふまじき御代になんある。世には王室家などとなる儒者もあり。皇国学をするものの中にも、あしくこころえたるものあるにより、隆正この考説をここにしるして、さる人々のこころを抑へんとす。これは大事の論なり。隆正は心中よりかくのごとおもひとりて、宝祚をかしこみ大將軍家の御政をよろこびてあるものなり。世に諂ひていふものにはあらず」といふ現状肯定の認識にさえ到達するのである。しかしながらそれは単なる現状の小範圍の封建制の肯定認識ではなくて、氣運のしからしむる所「いまよりのち、学運千二百五十年の運は、世運千五百年の運にあたりて又むすばる時なれば、その運にあたり、万国の人わがくに帰順すべし。爾前の測量のたがはざるに合せて必しかなるらんとおもへば、いまよりうれしく、こころのどかにおぼえて、学事をなすにいきみあり。」といふのである。即ち運は世界に開けて来つて我国は馭戎問答にいふ所の大帝爵の国となるであらうといふのである。即ち「世界に総王なきは、あかぬことにあらずや。総王なきにより、彼此あひおかして争乱やむ時なし。総王ありてその命令をうくる時は、何をしても其名ただしく、よろづのきまりよろしかるべし。神代のこととは暫くさしおきて、中興よりかぞへても、百二十余世、二千五百年、そのみすぢかはらせたまはぬわがくにの天皇を世界の総王とさだめて貴方の国々のはちにはなるべからず。よくよく思惟して見たまふべし」といひ又、「公方様は、まことの日本国王にてはおはしまさねど、准太上天皇にひとしきものにて、臣下ながらも、国の政事をとりておはしますにより、外国よりは、これを国王として書をおこさること、まことにあたり。こなたよりも、外国の国王たちと同等の礼をもて、その

かへしをしたまふこと、これもまた国体になへるものなり。これはまことにしかあるべき事にて、天皇は至尊なるにより、外国の国王たちにくらべず、公方様をもて、外国の国王たちと、書翰の往復もすべく、世の中のなりきぬるは、皇天二祖のかむはかりにて、おもはずしらず、おのづから大帝爵の国体をあらはせるものになん。大帝爵の国体は、かくのごとく他邦の国体とひとしからず。」といふのである。まことに真木和泉守の所謂「宇内一帝を期する事」になるのである。而してその兆は今見はじめてゐるのに旧運中にある学者が気がつかずにゐるだけのことであり、旧運中にあるからとはいふものの洵に国事におろそかなりといふべきで、眞の学者はすべからくこの点について努力すべきであるといふのである。即ち「わが天皇の太古よりかはらせたまはぬは、世界の総王にておはします現証なり。又さばかりひろき国ならねど、いにしへより他の属国にならず、異言の国と交はらず、孤立してありけるは、世界の本国たる証拠なり。今、西洋地方にて諸国の位をたて、帝国・王国・侯国といふ時、わが日本国を、その帝国のうちにかぞへていはるるよし。わがおもふ所は、そのたてかた、いまだ天地の眞にかなはざるべし。外の帝爵のくにに、太古より帝王のかはらぬくにあらばこそあらめ、わが日本より外に、さるくにはあるべからず。さらば、その帝爵のくにの中より、わが日本国をぬき出し、大帝爵の国と定むべきものになんある。」といひ又「西洋地方の人、万国の位をさだめ日本国を第一等帝爵の国にかぞへいれしは、皇位のかはらせたまはぬことをききしりてなり。五大洲のうち、わづかに五六箇国の帝爵のうちにかぞへいれてあるは、大帝爵にすすむべき下地と、日本国の人を眼をつくべきことなるを、日本国の今の学者たち、そこに眼のつかぬは、外教に惑ひてある故なり。国事におろそかなりといふべし。」といふ事になる。さて煩を厭はず以上二三抄出を試みた所によつてみても大要は既に分明であるごとく隆正の氣運に関する所説は之を要するに、凡そ生物の一呼一吸から、

昼夜・寒暑・潮汐・風雨のたぐひ、みな氣運によらずといふことなく、則ち學事も世事も、うつりかはる氣運で、學運と世運、文運と武運、恰も十幹十二支あるが如くに、相交错して而も自然の數にたがはないのである。かくて經にたつべき天命を、緯にゆく氣運にて動かすものであるが、その又氣運をかねたまふ神議ありて、しばしは氣運に任せながら、竟に本を本とする正路にかへしたまふ。そこに神州の道と外国の道と、その旨の異なる所以を見、推し及ぼして大政一新の年より後の學運千二百五十年は、世運千五百年と結ばる時であるから、その運によりて、うづもればはてし我國の大道おこり万国の人宝祚無窮一系の我が國に帰順して大帝爵の國をたて大封建の宜しきをうべき天命ありとするのである。されば學運論における氣運の所説の概要、概ね前述の文武虛実論其他に説いてゐる所と同様の趣旨であるとみてよいであらう。而してこれは既に述べた文武虛実論・馭戎問答・魂魄弁・尊皇攘夷異説弁、同神策論等のみならず、神道受用考証以下彼の多くの著述に頻りにあらはれる説なのである。でいまこの神道受用考証一によつて再び彼の氣運論中の封建の制を最良とする説を重複繁雜を厭はず抄出注目して考究しておきたいのである。神道受用考証一には、「今の世にある心得をいはんとす。今の世にうまれたらんものは、いまの日本國はいかなる國体ぞといふ事を、まづこころえをるべきなり。又我身のほどをしるべきなり。」といひ、いまの日本國の國体をこころえるとは「天皇の御系図のただしきことによる」は勿論なれども今の世の制度即ち封建をよく心得うべきであるといふのである。即ち「儒學はなにごとくも唐土のいにしへをひき、國學者はわがくにのいにしへをひきて、今の御世をさまざま論ずれども、いまの制度ばかりめづらしくよろしき制度はあらず。さればこそ、三百年ちかく、よはおだやかにをさまりてあるなれ。此ままに千年も万年もありたきことになん。」と現状を肯定し認識し、この肯定は現状が封建の制であるからであつて、その封建の制は我國の古昔がさうであつて理

想の時代であつたのであるが中古仏教の伝來により又世が郡県となり乱れてしまつたといふのである。即ち「我國のいにしへは唐土にていふ封建のごとく、國造県主のたぐひ、そのところどころを領して、大君にしたがひをりしものなり。聖徳太子それらの所領を没収して仏寺をおもふままにたてんとおもほし、もろこしの郡県の制度におもほしよりけるが、つひに孝徳天皇の御世にいたり、県主・國造をかたよせて、別に國守といふものをおき、もろこしの郡県のさまに世はあらたまりたり。これよりつぎつぎの天皇つぎつぎに仏法にかたぶきたまひ、おもふままに仏寺をもたて、田戸をおほく仏寺によせたまへるにより、日本國なればは僧尼のものとなりたり。」つまり仏法と郡県により世は衰頽に傾いたといふのである。「しかるに清盛公、武門より出て大相國にいたり、おひつぎて頼朝卿、流人よりおこりて日本國総追捕使となられしかば、天下の威權は武家にうつりたり。そのはじめをおもへば國造をあらためて任國となし、神祭を廢して仏寺をおほくつくりたまへるにより國のかためよわりて、おのづから日本國の國体おとろへしものになん。」なのである。しかしそれが「武家より土地を進退したまふやうになりてより、國のかためはまたつぎつぎにつよくなりて」来たのであるから、「よの國學者おほく大内裏のいにしへにかへさんとねがふ」は「しからず。」なのであり、「大内裏のいにしへにかへり、任國の守その國へくだり、法親王にところを得しめたらんには、又日本國の國体をよわくすることにて忌々しき事なり」なのである。故に「今の國体こそ古にまさりてよろしけれ。天皇國權をもはらしたまはぬを、あかぬことにおもふ人あるは、こころえたがひなり。よよの天皇ことごとく聖皇にましますものにあらねば、ふたたび聖武天皇のごとく、仏をこのみたまふ天皇いでたまはんもはかりがたく」又「武家にていまのごとく補佐しおはしますかぎりは、いかにおもほしても、さるわがままはいできたまは」ないのであるから封建の制はこの意味においてもよろしいとする。とにもか

くにも、「世のうごきうつるもみな神のみしわざにて、おのづから今の制度になりかはりぬるは、かむはかりなり。かくのごとく諸国に大名ありて官位を朝廷よりうけ、土地を將軍家よりわかちたまはりておはしますは、いかにもよき制度なり。是によりいづくもいづくも、わがままをしまふまじくとりくみであるものなり。おのれはいまの制度こそ、万世無窮の制度にて、このうへはあるべからずとおもふことなり。」と封建の絶対と永遠を信じて疑はないのである。而してこれは決して世にへつらひ云ふのでなく神意であり、最善であるとするのである。「かくいふを世にへつらひていふ事とおもふ人もあるべし。しからず。そのもろこしのごとく、又我中世のごとく郡県にては、天皇わがままをしたまはずば、権臣わがままをして、おもふままにおごりをきはめ、下民をくるしむる事かならずいでくる事なるを、いまの制度にては、上一人より下万民にいたるまで、わがままのいできがたきなりゆきになりてあるなり。神はかりにあらざりて、いかでかくの如くにはさだまるべき。東照神君の思慮はいふまでもなきことなれど、神助もくははらずしては、いかでかくはなりぬべきとおのれは感心してある」ことなのである。かくて隆正においては封建は神意であり神助によつて自ら成り立つものである。故に維新といひ復古といふことにもなれば論議の必然として遠く神武創業の古に復するをあくまで理想として主張しなければならなくなるであらう。この点を注目しておかなければならない。

氣運に関する論議は隆正の得意とする所であり、其の数多くの著述に頻りになめられる所であるが、以上二三抄出した所によつて既に明らかになつた如く、第一に中世以来を非とし古代を、即ち神武創業に着目之を中興にして創業とし、歴史の一つの起点とし又理想とすること、第二には、世の汚隆は氣運のしからしむる所であつて人力の如何ともしがたいものであるが、之に學運世運、即ち文運武運があつてそれぞれ定数

を以つて相交錯隆替してゆき歴史は之によつて時代区分をなすべきであるが、特に仏教の傳來伝播を以つて世の衰頹する重大な枢機として、時代区分から見逃してはならぬとする。第三には同時に神武創業の理想的制度即ち封建が崩れて郡県になつて世は衰頹したと見ることに、而して現今、諸外国の船舶入り来るやうになつたのは大封建の制があらはれる前兆であり、氣運の動くはじめであり、學者は何事においても、宝祚無窮を確認し、之に歴史的生命的のよみがへりの根源をみ創業即ち中興なる歴史の一貫性連続性を見てとらねばならぬとするのである。以上の点を隆正の論議の目安としてとりあげておかねばならない。さればこれ等の点について再び真木和泉守を回顧してみねばならないのである。

五

歴史の展開する大勢をみて時代の区分をなすことは、遠くは愚管抄をはじめとして、近世に入つても新井白石に読史余論あつて、天下の大勢公家政権九変武家政権五変を挙げるをはじめ、かなりの数にのぼるであらうが真木和泉守に影響を与へたものは蓋し会沢正志齋の新論を以つて第一としなければならぬ。新論に於いても時勢の変遷を説き、神武天皇から崇神天皇までは神道がよく發揮されたが以後、蘇我氏其他の豪族專制があらはれ、やがて天智天皇大化の改新を断行されて郡県の制を定めて形勢を一変された、つぎに藤原氏の専權を以つて再変、さらに源頼朝の武家政治で三変したとする。そしてこれに対応して、武徳においても亦三変し、古は神道明らから皇化を宇内に布く神兵であつたが、仏教渡來してこれが崩れたのが一変ついで幕府政治出現して天下兵馬の權武家に歸したのが二変、近世になり兵農分離したのが三変であるとしてゐる。又和泉守が士夫の説むべき書として挙げてゐる青山延子の皇朝史略は序文に於いて、天下の大勢三変したとし、上古封建の世は世情質朴であつたが大化改新で封建の廢止されたのが一変、大化以後制度は備はつ

たが摂関政治が起つたのが一変、保元平治以来武家政治が起つたのが一変であるとしてゐるのである。しかし和泉守の天下の大勢三変論は新論・皇朝史略と多少の違いがあることを注意したい。和泉守の三変論は彼が「余好んでこれを読み、読みて必ず未だ巻を掩ひて長大息せずんばあらざるなり」と述べてゐる頼山陽の日本政記を読んで作つた「政記を読む」といふ一文の中に見られるのである。即ち「仏に壞れ、文に折れ、武に紊る」といふ三変である。神武天皇が業を創めたまふや、天祖の遺訓を承け、神道にもとづき、教政別なく、文武一となり、君臣心を同じうしてゐた。その後儒教が伝へられたが、わが国の道と別途ではなかつた。しかるに仏教が伝はるや、わが国の道は微となり、人情もまた奇を好むやうになつた。これが一変である。大化改新以後、郡県の制がおこなはれ、文教が盛んとなつて武は文の下にあるものとみなされ、文武が二途となつてしまつた。これが二変である。保元の乱以後武人が力を得て、頼朝が兵馬の権を握つて封建の勢ひとなり朝廷の権は失はれ、以後足利氏を経て今に至つた。これが三変である。といふのである。更に語を進めて、今日以後一層重大な変が起らないとはいへぬ。蘭学者が出てきて西洋学がひろまり、すでに一変の機が動き、変はまさに起らうとしてゐる。「今、其の変の生ずるに乘じ、反つて太祖の旧に復し、而して政教並び行はれ、文武並び立ち、人心固、国体の嚴なるもの、これをなすに術無きに非ざるなり。」といふのである。これが和泉守の三変論であるが、新論・皇朝史略共に大化改新を以つて一変とするに對し、和泉守は仏教伝來を以つてするのである。和泉守の変といふのは、單なる時勢の変化としての時代区分ではなくて、純日本的な時代よりの変転といふ意味を保持してゐるのである。それによつて大化改新を転換期とはせず、仏教の伝來にそれを見たのであらう。いふなれば、仏教伝來をもつて区切り、大化改新を以つてしないのは神道を根本としその精神が政治・思想に浸透して理想時代であつた古代盛時の姿が仏教伝來によつて変

転しきつてゐたからこそ、中興復古としての大化改新を、天智天皇が断行されたのであるとするのである。皇朝史略・新論の見解に拘泥せず、敢て仏教の伝來を以つて一変とする所、ここに注目すべき第一の点を見る。つぎには、新井白石の論に反對して、政記は神武天皇の条に於いて次の如く述べてゐるのである。「『或るひと曰く、神武封建を以て制となす、天智に至りてこれを革む』としかしながら神武天皇御東征に際しては邑に首あり、県に君があつて相抗争してゐたのを平定し、ここに首長を命じたのであるから、封建の制といふべきではない。」とこれが政記の論である。しかし和泉守はこの政記の所論に少しも拘泥する所なく、むしろ之に反對して、經緯愚説には次の如く述べてゐるのである。即ち「上古は封建、中古は郡県となり、今自然と封建となりたるも、千年近き事なり」といつておるものこれである。或は文久三年孝明天皇にたてまつつた「勢断三条」においては「神武天皇は筑紫よりおこらせられ、矢石の危きに臨みたまひ、国造・県主を置きて封建の大制度を立て、神道、教を設けて民志を一にし給へる、其勞軽からず」としてこの御代を封建の制とみてゐるのである。これはむしろ新論の見解に近いといふことが出来る。即ち新論には、「太祖神武天皇既定天下」。封建国造。俾司牧人神。旧族世家。悉之三名位。而土地人民悉歸於朝廷。天下大治。」とあるのである。かくの如く和泉守は封建の制を重んじて之に深く注意をしてゐるが、その研究を纏めようとしたのが、即ち、結局は未完成に畢つてしまひはしたが「封建考」であらう。これは日本書紀に「天照大神、天邑君を定む」とあるを「国造県主の始」となすに始まつて、古事記・旧事紀国造本紀の文を引いて、崇神天皇の御代に及んでをり、おそらくは神代にはじまつた封建の制について述べ、そしてやがて大化改新によつて一変したことを明らかにしようとしたものであらうと思はれる。さて前述の如く經緯愚説の封建の名を正す事の条において、「上古は封建中古郡県となり、今又自然と封建と

なりたるも、千年近き事なり」といひ、わが国に封建の制が發達したのは、「吾邦は海中屹立にて、四面賊衝なれば、諸侯を建て、各々其土を守らしむること制の宜、万世易ふべからず、方今自然に恫懼なりたるも、天意にやあらん」と述べて、それを目的とした政治的改革によつて生じたのではなくて、自然の勢ひとして実現したものと考へたのである。この点において、「兎にも角にも天下の大形、人情の好悪、封建は当り前なれば、其名を正して五等の爵を授くるぞよろしき」とするのである。かくの如く封建の制が自然の勢ひを以つて成つたことを「天意」であると考へ、封建の制を「当り前」であるとする所に、和泉守が封建の制の出現を国情に合致した自然の推移によるものと見、猶且つ封建の制を重要視してゐることが見てとれるのである。更には元治元年三月、毛利藩主にたてまつつた書の中に、「是封建と郡県との大制によりて差別あれば、秦漢以来の法にても合はず、西洋の法にても慥はず、今我士夫は祖先已來大夫なり、士なり、大夫の子は常に大夫、士の子は常に士にて、君思を久しく受けたるものなれば、農民より扱み取りて、一時戦闘の法を教ふるものとはちがひて、おのづから節義を重くする風習なれば、たとひ郷勇を編伍すとも、内政によりて軍令を寄する周已前封建の大制によりて行ふことを切務と云ふべし」とあるのは、封建の制を重大視する根柢のもとにおいて説かれてゐるものと考へられる。かくて和泉守においては封建の制が万世易ふべからざる制の宜しきを得たものであり、自然の推移によつて出来上つたものであり、天意のしからしむる所であり当り前のことであつて、しかも重大な制であるとするのである。これ注目すべき第二の点である。従つてこれによつてこれをみるに、封建の制はわが国古代の理想時代に存したばかりでなくて中世もそうであり、いまた現今も同様であつて、之に依つて物事は行はれなくては事の成就は望めないものであり、之に反して行はれる時には直ちに志を失ふ結果となるといふのである。かゝる現状理解のもとに、和泉守の時務策

は考究検討される。例へば文久元年十二月の義挙三策である。それは義挙としての、上中下三策を論じたもので、上策は諸侯を勧めて事をあげること、中策は諸侯の兵を仮りて事を挙げることに、下策は義徒が事を挙げることであつて、もとより上策であるならば万が万成就疑ひなしとするのである。それは現在が封建の世であるからである。即ち「夫れ国の大段、封建と郡県との別あり」で漢土では三代以前は封建であつて、兵を挙げて無道を討つのは諸侯の国であり、秦以後は郡県であつて、兵を以つて乱をさめるものは烏合の衆を集める匹夫であつた。故に封建の世においては烏合の衆を以つて事を挙げる事が出来ない。承久・元弘における失敗はこのためであり、これに對してやがて楠氏・名和氏・新田氏・菊池氏などの出現によつて建武中興が成つたのは、これらの家々が列国諸侯であつたからである。としそこで封建の世である現下の情勢の下では「是烏合憤激にては敗れ、諸侯勤王にては成る明徴なり」と断定するのである。即ち彼における現状は封建の世であつて之を肯定し之を重しとし之に依り之に従つて事を運ばなければならぬとするのである。之を以つて注目すべき第三の点とするのである。かくの如く封建を重しとするのであるから和泉守が王政復古を考究するとすればさしずめ神武創業封建の制の古に復古すべしとするは必然のことであらう。されば経緯愚説の旧弊を破る事の条には、「総じて今の世にいふ旧例古格と唱ふるもの、多くは侈麗の事也。一旦世の驕奢を矯むとも止むを得ざることなれば、当時の風を十分に破り、太古の朴素に挽回すべき事なり。」といひ「万端旧例古格を金科玉条の如くになし来りぬ。それも実の古昔の例格ならば宜しかるべけれど、奈良にものぼらぬ近古の事なり。然らば此際に於いては、何事も打破り、遠く古に立回り天智天皇以上、神武天皇・神代の例をのみとり行ひ給ふ様にあらまほしき事也」とすべからず國家の創業を顧み、そこに立返つて、これを基本として前進すべきであるとするのである。さて又文久三年七月朝廷にたてまつつた五事

建策の中に「天下の耳目を新にす」ることを論じて、「即今朝延の御風儀は、恐れ乍ら平安遷都の後、中昔已降の風習にて、神皇の本意にあらざ、故に今日より立返り、建国の大意に則り、当時の武門の風を採用して漸々古風に及ぼすべし」といふのも同様である。即ち現在の改革はその精神、その規模を神武創業に則るべしとする。この事を以つて、注目すべき点の第四とする。それならば和泉守が理想とする神武創業の古代とはどの様な時代なのか、それは文久三年三月、孝明天皇にたてまつつた「勢断三条」に説いて「我神州は、天照大御神より、深き道ありて、聖子神孫天壤窮りなきことは申すまでもなき事なるが、神武天皇は筑紫よりおこらせられ、矢石の危きに臨みたまひ、国造・県主を置きて封建の大制度を立て神道・教を設けて民志を一にし給へる。其勞軽からず、故に今太祖を崇め奉り、盛名千古に輝き給へ」る時なのである。

神武天皇を仰ぎみるはひとり和泉守のみにとどまらず佐久良東雄や有馬正義などにも顯著であつて、明治維新がわが国古代に理想時代を仰ぐ、復古の運動であるといふ一面の性格を明白に表はしてゐるのである。

復古とはいふものの前述の如くそれは決して旧例古格に拘泥するといふ意味ではない。和泉守の考へを端的に示す著名な語がある。それは経緯愚説中に見えるものである。即ち「太祖も中興なり、然れども草味の運、洪荒の世に筑紫より中州に入りたまひ、皇化を敷きたまひし業は創業なり、中宗も中興なり、然れども封建の弊出でて修むべからざるを察して、新たに郡県にかへたまへるは創業なり」といふのである。創業と中興とはわが国では相表裏すべきもので、わが国の歴史の一貫性連綿性を確信するが故に和泉守においては創業と中興とは二つのもの、相反するものとは断じて考へ得られないのである。正に「三千年の昔のてぶり立ち返りかつあらた世とならんとすらん」と和泉守が詠むが如きものなのである。創業と中興とは同一線上にある同一物の二面なのである。和泉守にあつては神武天皇は創業にして中興の太祖なのである。この点を以

つて注目すべき第五の点とする。而してこの事はわが国の連綿性一貫性への確信を示すものである。安政五年六月ひそかに野宮定功に奉らんとした書中に、「固より平生瑣細之事は兎も角もに候へども、天下之興亡にも相係はり申候儀に於ては箇様に可有御座御事勿論之儀、殊に天照皇大神御開国、神武天皇御創業にて、御血胤連綿の御国柄、漢土朝鮮等之國風とは同年之論にも無之、実に当り前とは乍申難有御儀に奉存候。」とあるもの之を証してゐる。かかる一貫性連綿性が、つねに時弊を改め正して、創業と中興とを一つにする国家的生命のよみがへりをもたらすものと考へてゐるのである。まこと彼においては「御血胤連綿之御国柄」こそ「漢土、朝鮮等之國風とは同年之論にも無之」き歴史的生命の根源なのである。この点をもつて注目すべき第六の点とする。

六

真木和泉守の所論それは吉田松陰の場合が既にさうであつた様に、常に身に大禍をもたらしことを覚悟した上で敢てなされたものである。いまや、それを前段六つの注目すべき点に於いて考究検討したのであるが、之はこの六つの注目すべき綱目が既に自明にしてゐるやうに、それは前々煩をいとはず縷説したわが大國隆正の氣運論、學運論をはじめとして、全著に涉つてみえる氣運に関する所説と比較検討せんが為である。然しながら今やその必要を認めない。それ程近似するといふよりは寧ろ同一であるといつた方がよい。これは二三抄出した兩者の所論を比較するのみでも直に明瞭となるであらう。之を要するに和泉守は仏教の伝来を以つて一時期を劃し、神武天皇を創業の太祖にして即ち中興の祖と仰ぎ、郡県制は下れる世、衰頽せる時のものとし、封建の制こそ、天意神慮のしからしむる所、自然にして当り前の大制とし、且又この天意この自然に依らざる限り、総べて物事は完成成就は望み難いのであつて、且又現今の状況は封建なること事実であるのであるから、これに依

つて、諸事諸策は進めるべきものであるとするのである。而してかかるが故に、復古といふのであれば、慶元の昔はおろか中世を遙かに遠く越えて封建の理想時代、神武創業の古にかへる可しといふ結論に至つてゐるのである。しかもこれ等の所論のすべてが、皇統一系の連綿性・一貫性を根柢とし、源泉とし、国家の歴史的生命の常なる復活、よみがへり、を確信し景仰する所より生じ来るのである。これ等の所論のすべてが大國隆正の所論と同巧異曲であつて、一致し合致するものであること今更縷々再説の煩をとる必要はないであらう。所論の要旨結論に於いて一致を見るのみならず論議のすすめ方、或は更に言々々々の末に至るまで類似同形を見るといつては過言になるであらうか。而して今注目したこの六点こそ両者に於いて、其の所論言説の核心ともいふべき重要な点なのであり又特徴とすべき力説点でもあるのである。さればここに大國隆正の思考する所と真木和泉守の思惟する所、その所論の核心においては同じ立場に立ち、同一の様相を示してゐるといはなければならぬのである。しかもここで思ひおこななければならぬのは、前述の如く、真木和泉守と大國隆正との直接の交渉は未だ詳かにするを得ないのであるけれども、大國隆正の高足福羽美静をはじめとして、彼を甚だ重しとするその藩主亀井茲監や養老館の牧村光香は密接に和泉守と交渉し交友してゐるのである。さればこの人々の間に相互所論の開陳影響同化がなかつたとは断言できないであらう。

さて今や、前述して重大な問題としたこと即ち明治維新の大業その精神、その規模を神武創業に則るべしとする建言、三条実万に対する真木和泉守のものか、岩倉具視に対する大國隆正の門弟玉松操のそれか、いづれを主としいづれを従とし、いづれを重しとすべきかといふことである。時間的に時節の上からいへば勿論もはや問題とはならない、真木和泉守のそれであること動かし難いといふべきである。しかし玉松操の建言は真木和泉守の建言に時期的に遅れるものといふものの、それが

岩倉具視によつて直ちに實際政治面で具体化され、実施される枢機となり得た点は重要であつて、前に既に真木和泉守によつて建言がなされてゐてもこの建言の意義はいささかも弱まるものではない。而して今ここに明らかになつた如く真木和泉守の学問思想と、玉松操が亀井茲監・福羽美静・牧村光香と共に師とたむ大國隆正の学問思想とその重要な点核心に於いて甚だしく一致同一するのであるから真木和泉守の建築も玉松操の建言も無縁異質のものとは決していふことはできないであらう。勿論安政の大獄の下、中央の堂上奥深く建築されてゐたという歴史的価値においては和泉守のそれをもつて比隣を絶するものと言はなければならぬが、建築そのものとしては両々相倣つて廟堂の議を決するに至つたといつてもよいであらう。されば今や両建築の軽重・主従を問題とすることの意味は必ずしも重要とはいひ得なくなつたのである。

さて最後に津和野藩の藩校養老館は、藩主亀井茲監の意を休して大國隆正の学を奉ずるものである。それは国学・西洋学・崎門学更には又水戸学をも渾然一体とした大國隆正の学、即ち本学を主体としてゐるものであるといふことと、又大國隆正の著尊皇攘夷神策論、これは藩主亀井茲監のもとに依じてなされたものであり、門人福羽美静の校訂によつて刊行されてゐるのであるが、これには、「水戸の相沢が新論にいへることく」とあり、又水戸齋昭にたてまつた馭戎問答上には、

近年外国の舶わがくにに來ることしげくなれり。つらつらそのことのもとを考ふるに、神武天皇統御のはじめより、二千五百年の運にありたり、もの改まるべきさざしありて、おのづからかくのごとく、よりにくることにてありぬべし。ある人もこころづきていへるごとく、延喜の祝詞式に、天照大神に申す祝詞に、遠国者八十綱打掛氏引寄如事、皇大神御寄志奉良波とある未来記の世に起る時なるべし。ある人といへるは水戸の会沢氏・伊勢の御巫氏等をいへるなり。と書きはじめられてをり、真木和泉守の経緯愚説は、

一、宇内一帝を期する事

祈年祭詞の中、皇大神宮に奉_レ告詞に、狭国は広く嶮国は平けく、遠国は八十繩打ちかけて引き寄する事の如くとある。即ち天祖の神慮にあらずや。然ればこそ昔の御門は蝦夷は云ふもさらなり。肅慎・勃海・琉球まで皇化を敷き給ひ申古までも坂上田村丸は、日本中央の石を奥州南部の辺地に建てたりといへり。勿論我天津日嗣は宇内尽くうしはき給ふべき道理なり。

と書き始めてゐることを挙げて、まこと水戸の流れは深く遠いと歎じてひとまず擱筆することとする。